

令和8年度 集団指導講習会 (障害福祉サービス事業者等)

指導監査の方針・重点着眼事項等について



いわき市保健福祉部保健福祉課 法人指導係

1

講義の内容

- 1 指導監査の基本方針
- 2 重点着眼事項
- 3 指導の実施について
- 4 監査の実施について

2

講義の内容

- 1 指導監査の基本方針
- 2 重点着眼事項
- 3 指導の実施について
- 4 監査の実施について

3

1. 指導監査の基本方針

事業者の改善・向上のための助言・支援

市

指定基準に基づく指導
給付費の適正化



事業者

サービスの質の確保
事業の適正な運営
➔ より良いケアの実現



4

講義の内容

- 1 指導監査の基本方針
- 2 重点着眼事項
- 3 指導の実施について
- 4 監査の実施について

5

2-1. 全事業所共通の重点着眼事項

1

基本報酬と 各種加算の算定

- ▶ 適正な算定と過誤調整の実施
- ▶ 前回指導で過誤調整になった事例について、同じ誤りがない

2

人員基準及び 勤務体制の確保

- ▶ 人員基準の充足
- ▶ 施設・事業所間の兼務関係が明確
- ▶ ハラスメントの指針策定および相談体制の整備

6

2-1. 全事業所共通の重点着眼事項

3

人格尊重及び
権利擁護、
虐待防止

- ▶ 組織として適正な体制整備と取組
- ▶ 虐待が疑われる場合の対応が認識され、適切に実施されている(委員会・指針・研修)

7

2-1. 全事業所共通の重点着眼事項

4

業務継続計画の
策定

- ▶ 感染症及び非常災害の業務継続計画の策定
- ▶ 従業員に対する業務継続計画の周知及び必要な研修及び訓練の実施

8

2-2. 障害者支援施設の重点着眼事項

1

事故発生の防止
発生時の対応

- ▶ 適切な事故発生防止措置
- ▶ 事故発生時の対応の職員への周知及び適切な実施

9

2-2. 障害者支援施設の重点着眼事項

2

感染症及び
食中毒の予防
並びにまん延の防止

- ▶ 委員会の定期開催及びその結果を従業員に周知
- ▶ 指針整備
- ▶ 研修及び訓練を従業員に実施

10

2-2. 障害者支援施設の重点着眼事項

3

身体拘束等の 禁止

- ▶ 身体拘束等の不適切処遇の防止措置
- ▶ 要件の検討や家族の同意
- ▶ 態様・時間・利用者の心身の状況・緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録

11

2-2. 障害者支援施設の重点着眼事項

4

非常災害対策

- ▶ 災害の態様ごとの具体的計画
- ▶ 計画に定めた訓練の実施
- ▶ 避難確保計画の策定と訓練の実施

5

計画作成の 一連のプロセス

- ▶ 一連のプロセスの適切な実施
(情報収集、アセスメント、多職種による計画作成、モニタリング、計画の見直し等)

12

2-3. 障害福祉サービス・障害児通所支援の重点着眼事項

1

計画作成の
一連のプロセス

- ▶ 一連のプロセスの適切な実施
(情報収集、アセスメント、多職種による
計画作成、モニタリング、計画の見直し等)

13

2-3. 障害福祉サービス・障害児通所支援の重点着眼事項

2

感染症の予防
及びまん延防止

- ▶ 委員会の定期開催及びその結果を従業員に
周知
- ▶ 指針整備
- ▶ 研修及び訓練を従業員に実施

14

2-3. 障害福祉サービス・障害児通所支援の重点着眼事項

3

身体拘束等の 禁止

- ▶ 身体拘束等の不適切処遇の防止措置
- ▶ 要件の検討や家族の同意
- ▶ 態様・時間・利用者の心身の状況・緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録

15

2-3. 障害福祉サービス・障害児通所支援の重点着眼事項

4

非常災害対策

- ▶ 災害の態様ごとの具体的計画
- ▶ 計画に定めた訓練の実施
- ▶ 避難確保計画の策定と訓練の実施

16

2-3. 障害福祉サービス・障害児通所支援の重点着眼事項

5

安全管理

※障害児通所のみ

- ▶ 安全計画の策定や安全計画に基づく研修・訓練の定期的実施及び保護者に対する周知
- ▶ 自動車運行時、点呼等、児童の所在を確実に把握できる方法で所在確認している
- ▶ 送迎を目的とした自動車に児童の見落とし防止のためのブザー等の装備の設置

17

2-4. 相談支援事業所の重点着眼事項

1

サービス等 利用計画

- ▶ 一連のプロセスの適切な実施
(サービス担当者会議、モニタリングの実施と記録等)
- ▶ 利用者及びサービス提供事業者への計画の説明・同意・交付
- ▶ 個別支援計画との連動制・整合性の確認

18

2-4. 相談支援事業所の重点着眼事項

2

感染症の予防
及びまん延防止

- ▶ 委員会の定期開催及びその結果を従業員に周知
- ▶ 指針整備
- ▶ 研修及び訓練を従業員に実施

19

講義の内容

- 1 指導監査の基本方針
- 2 重点着眼事項
- 3 指導の実施について
- 4 監査の実施について

20

3-1. 指導の根拠となる法令等

- ◆ 障害者総合支援法第10条
- ◆ 児童福祉法第57条の3の2
- ◇ 平成26年1月23日障発0123第2号
「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」
- ◇ 平成26年3月28日付障発0328第4号
「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」

…など

21

3-2. 指導の方法

	集団指導	運営指導
対象	全事業所	年度計画で定める
目的	情報伝達による 不正・違反の未然防止	基準等の適合性確認による 具体的な改善指導
内容	過去の指導事例などを 講習形式で周知	処遇・運営報酬請求の 実施状況等の確認

22

3-3. 運営指導の流れ

1 実施通知

実施日の1カ月前までに日時等を通知
(通知しない場合もある)

2 指導当日

施設内の見回り(ラウンド)、書類、
職員への聞き取り等により状況を確認

3 結果通知

運営指導後、約1カ月半後を目安に
結果を送付

4 改善報告

文書指摘事項を期限までに改善し、
市に報告

23

3-4. 運営指導の指導レベル

指導区分	要件	改善報告
文書指摘	法令等の規定に違反している場合 過誤調整が必要となる場合	要
口頭指摘	法令等の規定違反の程度が軽微な場合 文書指摘せずとも改善が見込まれる場合	不要
助言	法令等の規定に違反はしていないが、 適正な運営に資すると考えられる場合	不要

24

講義の内容

- 1 指導監査の基本方針
- 2 重点着眼事項
- 3 指導の実施について
- 4 監査の実施について

25

4-1. 監査の根拠となる法令等

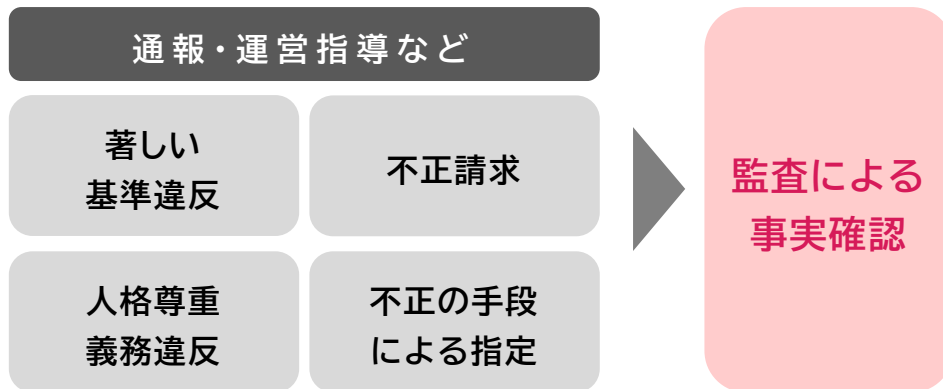
- ◆ 障害者総合支援法第48条
- ◆ 児童福祉法第21条の5の22
- ◇ 平成26年1月23日障発0123第2号
「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」
- ◇ 平成26年3月28日付障発0328第4号
「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」

…など

26

4-2. 監査の概要

重大な違反等が疑われる場合、指導に従わない場合等に実施



27

4-3. 監査後の措置

改善勧告・命令	改善するよう勧告または命令する 従わない場合、その旨公表し、上位の処分を検討
報酬の返還命令	不正請求によって得た報酬を返還させる 不当利得額の40%の加算金を上乗せ
指定の効力停止	一定期間、指定の効力を停止する 新規受入停止・報酬請求制限・営業停止
指定の取消し	事業を行うことができなくなる

28

4-4. 監査の実施方法

- ◆ 報告を求める
- ◆ 事業所等への立ち入り
- ◆ 帳簿書類の提出・提示
- ◆ その他物件の検査
- ◆ 関係者への質問

虚偽・拒否・妨害・忌避などは嚴重に処分

29

4-5. いわき市の行政処分事例

いわき市のこれまでの障害福祉サービス事業所等に対する行政処分は**5件(令和5年度:1件、令和7年度:4件)**

- ◆ 令和5年度：指定の一部効力停止6ヶ月
(新規利用者受入停止・報酬制限上限7割) 1件
- ◆ 令和7年度：指定取消 3件、
指定の一部効力停止3ヶ月
(新規利用者受入停止・報酬制限上限7割) 1件

処分の理由

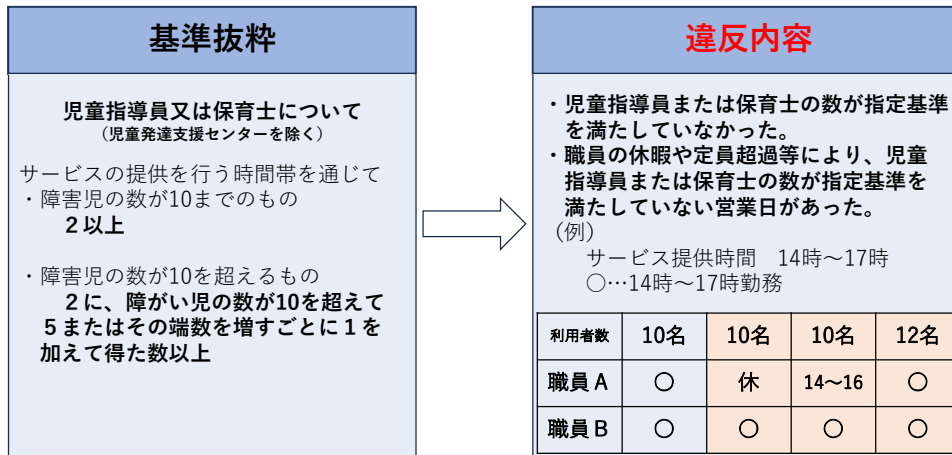
人員基準違反、不正請求、不正の手段による指定等が確認されたため。

30

30

いわき市の行政処分事例

①-1 人員基準違反

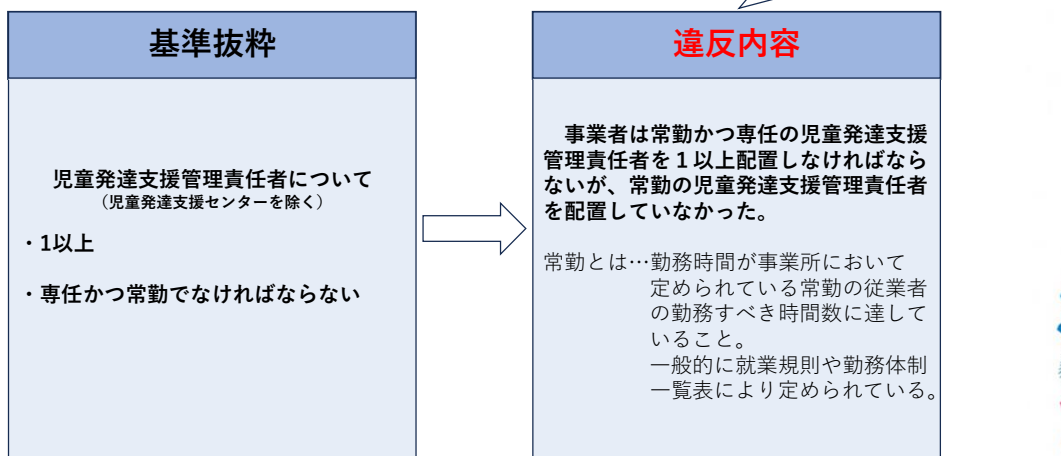


31

31

いわき市の行政処分事例

①-2 人員基準違反



32

32

いわき市の行政処分事例

② 不正請求

違反内容

- ・人員欠如減算（サービス提供職員欠如減算）の対象となるにも関わらず、当該減算をしなかった。
- ・常勤の児童発達支援管理責任者を配置していない期間があったにもかかわらず、児童発達支援管理責任者欠如減算を行わず、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。
- ・サービス提供職員の員数が人員基準上必要とされる員数を満たしていない期間があるにもかかわらず、児童指導員等加配加算を算定し、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。
- ・サービス提供職員の員数が人員基準上必要とされる員数を満たしていない期間があるにもかかわらず、専門的支援加算を算定し、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。
- ・福祉・介護職員処遇改善等は、基本報酬及び各種加算の合計単位数に所定割合を乗じて加算するところ、単位数を不正に算定した状態で、当該加算を請求し、受領した。

33

33

いわき市の行政処分事例

③ 不正の手段による指定

違反内容

- ・新規指定申請書を市に提出後、配置予定であった保育士2名が退職し、その結果人員配置基準を満たさない状況に至ったが、その認識を欠いていたために当該事実を市に報告することなく、実態と異なる申請書類をもって指定を受け、事業を開始した。
- ・新規指定申請時に勤務予定であった児童発達支援管理責任者が勤務できなくなり、必要な人員基準を満たさなくなったことを指定日までに把握していたにもかかわらず、新規指定時に市に提出した従業者の勤務形態一覧表の変更を行わず、人員基準を満たすものとして、不正の手段により指定を受けた。

34

34



ご清聴ありがとうございました

